

＜個 別 検 定 料 金 表＞

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会

1 第二種圧力容器

内容積(m ³)	検定料金(1基当たり)	消費税	合計
0.1未満	6,100円	610円	6,710円
0.1以上 0.5未満	7,500円	750円	8,250円
0.5以上 1未満	8,800円	880円	9,680円
1以上 2未満	13,600円	1,360円	14,960円
2以上 5未満	21,200円	2,120円	23,320円
5以上 10未満	29,500円	2,950円	32,450円
10以上 300未満	41,100円	4,110円	45,210円
300以上 500未満	56,800円	5,680円	62,480円
500以上 1000未満	93,200円	9,320円	102,520円
1000以上	139,100円	13,910円	153,010円

(ジャケット付圧力容器の内容積＝内外両胴の内容積(m³)の和)

2 小型ボイラー

検定料金	消費税	合計
11,400円	1,140円	12,540円

3 小規模温水ボイラー

検定料金	消費税	合計
2,500円	250円	2,750円

4 小型圧力容器

検定料金	消費税	合計
8,200円	820円	9,020円

※ 個別検定簡素化認定容器、年間検定基数、一日検定実施基数、同一型式容器に応じて、検定料金の割引があります。詳しくは、最寄り事務所へお問い合わせください。

【備考】

- 第二種圧力容器、小型ボイラー、小規模温水ボイラー及び小型圧力容器(以下「第二種圧力容器等」という。)の検定が混在する場合の検定料金の計算は、それぞれ上記1～4の規定に基づき計算するものとします。
- 検定料金に係る消費税は外税となります。
- 「個別検定簡素化認定容器」とは、平成9年12月25日付け基発第774号「第二種圧力容器等に係る個別検定の簡素化について」に基づき認定を受け、その有効期間を有する製造者が製造した第二種圧力容器等をいいます(以下「簡素化容器」と略します)。
- 「年間検定基数」とは、当協会の前年における第二種圧力容器等の検定基数の合計をいいます。
この場合、個別検定簡素化認定容器の検定基数も含まれます。
なお、当協会での検定実績がない場合は、生産実績を示すデータ及び今後の検定予定基数をもって年間検定基数とします。
- 「1日検定実施基数」とは検定員1人が1日に行う検定実施基数をいいます。
- 「同一型式容器」とは同一検定日に2基以上を受検する場合で、かつ同一適用区分、同寸法、同性能の容器をいいます。
ただし、通常の容器(簡素化認定容器以外)を対象とします。
- 「小規模温水ボイラー」とは、平成10年12月11日付け基発第695号の3に基づき、小型ボイラー及び小型圧力容器構

造規格の適用除外を認められた小型ボイラーをいいます。

- 8 検定の料金は、消費税額を除き検定料金、一部未了等により複数日にわたる場合や構造欠陥による実地再確認を要する場合(以下「実地再確認」という。)の料金に次項に定める所定時間外等(年末年始の12月29日から翌年1月3日に行う検査を除く。)の割増し料金及び検定地への出張料金を加えた合計となります。
- 9 所定時間外の検定の料金は、備考8の検定料金、一部未了等の実地再確認料に1.3(午後10時から午前5時までの深夜時間帯にあつては2.0)を乗じて得た額から100円未満の端数を切り捨てた額と なります。
- 10 検定を実施する場所が次に掲げるところのいずれかに該当するときは、検定地への出張料金として、協会が定める交通費、日当及び宿泊料をいただきます。
 - (1)離島
 - (2)北海道以外の都府県においては、地方事務所の所在地と異なる都府県内であり、かつ、当該事務所 所在地から合理的行程50km 以上の遠隔地。ただし、千葉事務所の事務所所在地は千葉駅であるとみなします。
 - (3)北海道においては、函館労働基準監督署の管轄を除き函館事務所からの合理的行程が100km 以上の遠隔地。
 - (4) 1基のみの休日検定においては、当該事務所所在地(千葉事務所は千葉駅)から合理的行程50km 以上の遠隔地。
 - (5) 北海道内で、2基以上を行う休日検定においては、函館労働基準監督署の管轄を除き函館事務所からの合理的行程が100km 以上の遠隔地。
- 11 検定の時間が、午後10時から午前5時までの夜間(深夜)に検定を実施する場合は、協会が別途に定めるところにより深夜日当を徴収します。
- 12 年末年始の12月29日から翌年1月3日に行う検定の料金は、第 1 項の検定料金、一部未了等の実地再確認料に1.3を乗じて得た額から100円未満の端数を切り捨てた額となります。なお、所定時間外の割増料金については、備考9の定めを準用します。
- 13 検定の検査項目が一部未了等の実地再確認を要する場合は、検定料金の二分之一を一部未了等の実地再確認料金として徴収します。
- 14 検定に係る出張料金(交通費、日当及び宿泊料)及び深夜日当は別途定めております。
- 15 実地確認に係る出張料金(交通費、日当及び宿泊料)及び深夜日当は備考14に準じます。
- 16 銀行等の振込手数料は検定申込者においてご負担願います。